

6・7 月号

社会保険 ながさき

一般財団法人長崎県社会保険協会 長崎県長崎市松山町4番52号 TEL (095) 844-7120 <https://www.shaho-nagasaki.or.jp/>



シーボルト記念館
写真提供：(一社)長崎県観光連盟

Contents

日本年金機構 年金事務所

- 算定基礎届等の提出のお願い 2
- 出張年金相談所のご案内 8

全国健康保険協会 長崎支部

- 長崎県内の500社以上が宣言中！
御社も「健康経営」宣言していますか？ 4
- 一人一人の心がけ！
医療機関の適正な受診にご協力ください 5

一般財団法人長崎県社会保険協会

- 社会保険事務講習会（初任者・新任担当者）のお知らせ 6
- 労働保険事務講習会のお知らせ 6
- 温泉で心も体もリフレッシュ！ 7
- 保健師による健康相談所の開設 7
- 社会保険「海の家」を開設する予定です 7
- 「施設利用会員証」のお知らせ 7
- 職場の健康づくりを応援します 8

回 覧

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

事業所内で回覧をお願いいたします。

算定基礎届等の提出のお願い

事業主の皆様には、毎年1回、7月1日現在におけるすべての被保険者(社会保険に加入している従業員)の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」を提出いただいています。この「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則として1年間(9月から翌年8月まで)固定され、納めていただく保険料の計算や、将来受け取る年金額等の計算の基礎となるものです。

算定基礎届およびその他必要となる届書を、提出期間内にご提出いただきますようお願いいたします。
なお、「被保険者報酬月額算定基礎届総括表」は令和3年度から廃止しましたので提出は不要です。

提出期間

令和3年7月1日(木) ~ 令和3年7月12日(月)

提出方法

電子申請 または 郵送 (※)

※紙届書およびターンアラウンドCDの送付を希望されている事業所様へは返信用封筒をお送りします

次の①、②、③のいずれか1つの方法でご提出ください。

① 「電子申請」による提出 (決定通知書の発行は電子申請が一番早くなります。)

【提出物】

- (1) 被保険者報酬月額算定基礎届 70歳以上被用者算定基礎届 (CSVファイル)
- (2) 被保険者報酬月額変更届 70歳以上被用者月額変更届(※) (CSVファイル)
※令和3年7月随時改定者がいる場合のみ

【手続き方法1 (GビズIDを利用する場合)】

「GビズID」のアカウントを取得のうえ、日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできる「届書作成プログラム」を利用し、電子申請をしてください。

- 「GビズID」のアカウントの取得は、無料でできます。
アカウントの取得には2週間程度要しますので、上記提出期間にご留意のうえ、ご利用ください。
- 上記(1)および(2)は「届書作成プログラム」、自社システムまたは労務管理システムで申請データを作成し、「届書作成プログラム」から電子申請をしてください。

【手続き方法2 (e-Govを利用する場合)】

電子証明書を取得のうえ、e-Gov[イーガブ]を利用し、電子申請をしてください。

- 詳細は日本年金機構ホームページのほか、以下のホームページをご覧ください。
e-Gov[イーガブ] <https://www.e-gov.go.jp/>
日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

② 「電子媒体」による提出

【提出物】

- (1) 被保険者報酬月額算定基礎届 70歳以上被用者算定基礎届 (CDまたはDVD)
- (2) 電子媒体届書総括表 (紙の届書)
- (3) 被保険者報酬月額変更届 70歳以上被用者月額変更届(※) (CD、DVDまたは紙の届書)
※令和3年7月随時改定者がいる場合のみ

【手続き方法】

上記(1)および(3)は日本年金機構ホームページから「届書作成プログラム」をダウンロードし、提出する電子媒体を作成してください。

「届書作成プログラム」、自社システムまたは労務管理システムで作成した申請データは、「届書作成プログラム」より電子申請ができます。紙届書や電子媒体届書に比べ、決定通知書の発行が早くなる等のメリットがありますので、電子申請の利用をご検討ください。

申請方法等の詳細は日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)をご覧ください。

- ターンアラウンドCDの送付を希望されている事業所様へは、ターンアラウンドCD(被保険者の情報を収録したCD)を同封しています。ターンアラウンドCDには5月19日までに日本年金機構で入力処理した情報が収録されています。5月31日以前に資格取得した被保険者の情報が収録されていない場合は、「届書作成プログラム」により氏名等を入力してください。
- 自社システムまたは労務管理システムで電子媒体を作成した場合は、「届書作成プログラム」で仕様チェックをしたうえで、提出してください。
- 届出にあたっては、パスワードを設定する等、申請データを暗号化のうえ、福岡広域事務センター(〒812-8579福岡市博多区榎田1-2-55)へ直送していただきますようお願いいたします。
申請データの暗号化方法は日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)をご確認ください。
- 提出の際はCD・DVDの表面に、「事業所名」「提出元ID」「媒体通番」を油性ペン等消えにくいものでご記入ください。

③ 「届出用紙」による提出

【提出物】

- (1) 被保険者報酬月額算定基礎届 70歳以上被用者算定基礎届(紙の届書)
- (2) 被保険者報酬月額変更届 70歳以上被用者月額変更届(※)(紙の届書)
※令和3年7月随時改定者がある場合のみ

【手続き方法】

紙届書の送付を希望されている事業所様へは、被保険者の情報を印字した「被保険者報酬月額算定基礎届70歳以上被用者算定基礎届」とともに「算定基礎届の記載例」をお送りしますので、記載例をご参照のうえ届書に記入してください。

- 被保険者の氏名等を印字している「算定基礎届」は、5月19日までに日本年金機構で入力処理した情報をもとに作成しています。5月31日以前に資格取得した被保険者の情報が記載されていない場合は「算定基礎届」に氏名等を直接追記してください。また、各種届書の提出日によって情報が記載されていない場合がありますので、必要に応じて「算定基礎届」へ修正・追記をお願いします。
- 追記するための欄が足りない場合は届出用紙を送付しますので、管轄の年金事務所までご連絡ください。日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)から届出用紙をダウンロードすることもできます。

<届出にあたっての留意事項>

- お送りする届出用紙により、ご提出いただくようお願いします。
(届出様式を独自に作成する場合は、バーコードが印刷された日本年金機構ホームページに掲載されている様式に合わせていただきますようご協力をお願いします。)
- 返信用封筒には、上記(1)および(2)以外の届書を同封しないでください。
- 上記(1)及び(2)の報酬月額の「⑭統計」欄への記入漏れが多数見受けられますので、必ずご記入ください。

ご不明な点がございましたら、「ねんきん加入者ダイヤル」へお問い合わせください。

ねんきん加入者ダイヤル(事業所、厚生年金加入者向け)



0570-007-123

050から始まる電話でおかけになる場合は(東京) 03-6837-2913

<受付時間> 月～金曜日 午前8:30～午後7:00
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の見話料金が掛かります。
- 「03-6837-2913」の電話番号におかけになる場合は、通常の見話料金が掛かります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は電話が繋がりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。



長崎県内の500社以上が宣言中！ 御社も「健康経営」宣言していますか？

★「健康経営」とは？

「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



従業員の健康を会社の財産ととらえ、会社の成長のために、**従業員の健康づくりに会社が積極的・戦略的に取り組むこと**です。従業員の健康づくりは、単に病気をさせない・欠勤させないための「コスト」ではなく、仕事への意欲や会社との絆を強め、一緒に成長することを促すための「投資」です。

なぜ「健康経営」に取り組むの？

心疾患や脳血管疾患など、生活習慣に起因する疾病は、会社を支えている働き盛り世代に多く発症しています。労働力の損失の影響は、少数精鋭の企業ほど深刻です。従業員が健康に長く働ける環境を整えることで、労働力不足を防ぐことにもつながります。また、「健康経営」宣言事業を通して、得られるメリットもあります。

(メリット例)

生産性の向上

企業のイメージアップ

離職率・定着率の改善

リスクマネジメント



「健康経営」宣言事業のすすめ方は？

進め方は以下のステップ1～ステップ5の通りです。
まずは下段登録票を協会けんぽ長崎支部までFAX
(095-829-6010) または郵送してください。

ステップ 1

「健康経営」宣言事業への参加を申込み



社内の従業員さまに向けて「健康経営」宣言をする
従業員の健康づくりに積極的に取り組みます！

ステップ 2



「5つの取り組み」に取り組む

—5つの取り組み—

- ①生活習慣病予防健診受診向上
- ②健診結果による治療の徹底と保健指導の活用への取り組み
- ③事業所全体で継続的な健康増進
- ④禁煙・受動喫煙対策
- ⑤メンタルヘルスへの取り組み

ステップ 4

翌年度4月、「取り組み評価シート」で報告

「5つの取り組み」への取り組み内容を、簡単なアンケート方式で、報告いただきます。

ステップ 5

取り組み内容が優秀な事業所さまに、「認定証」を交付



長崎県知事と協会けんぽ長崎支部長の連名による認定証を交付し、プレスリリースも予定しています。

登 録 票	FAX:095-829-6010 全国健康保険協会 長崎支部宛									
事業所記号	保険証のお名前の上の7～8桁の数字です									
事業所所在地	(〒) 長崎県									
電話番号										
事業所名										
事業主氏名										印
担当者名										保険証番号
協会けんぽ長崎支部との窓口になっていただく健康保険委員(無料)の登録に同意します										登録済または同意できない場合はチェックを入れてください <input type="checkbox"/> 登録済 <input type="checkbox"/> 同意できない
毎月1回、健康情報等をメルマガで配信します										配信先メールアドレス @
協会けんぽ長崎支部及び長崎県のホームページ等に社名等を公表することに同意します										同意できない場合はチェックを入れてください <input type="checkbox"/> 同意できない



一人一人の心がけ！

医療機関の適正な受診にご協力ください

加入者の皆様が意識して、医療機関を適正に受診することで、医療現場の負担軽減や、医療費の節約につながります。以下、覚えていただきたいポイントを記載しておりますので、適正受診にご協力をお願いいたします。



自分の判断で、医療機関を次々と変えるはしご受診は…



同じ病気なのに「新しくできた病院が良さそう！」など自分の判断で、複数の医療機関を受診する「はしご受診」は、それぞれの病院で同じような検査や投薬を受けることとなり、体に負担がかかります。また、体の負担だけではなく、診療代もかさみ、家計にも負担がかかります。

かかりつけ医、かかりつけ薬局を持ちましょう！

かかりつけ医、かかりつけ薬局を持つと、持病や体質などを理解した上での治療や、薬の把握ができ、無駄な治療や投薬を減らすことができます。また、かかりつけ医を持つことで、詳しい検査や、入院が必要な時にも、適切な医療機関や専門医を紹介してもらうことができます。



急病でもないのに時間外や深夜、休日に受診するコンビニ受診は…



急病でもないのに、時間外や休日に受診すると、通常の診療費用のほかに「時間外料金」が加算されます。また、時間外料金がかかるばかりでなく、緊急医療の妨げにもつながります。緊急性がない場合は、時間内の受診を心がけましょう。

※緊急時は迷わず受診しましょう。

夜間や休日などに子供の病気で受診を迷ったら… こども医療電話相談 ☎「#8000」を利用しましょう！

こども医療電話相談とは、休日・夜間の子供の症状にどう対処したらよいか、病院を受診したほうがよいかなどを迷ったときに、電話で小児科医師や看護師に相談できるものです。全国同一の短縮番号#8000をプッシュすると、お住まいの都道府県の相談窓口へ転送され、アドバイスを受けられます。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。



〒850-8537 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階

電話：095-829-6000

(受付時間/平日8:30~17:15)

協会けんぽ長崎 検索

メルマガ無料配信中



協会けんぽ長崎支部キャラクター

尾まがり猫家族



社会保険事務講習会 (初任者・新任担当者)のお知らせ

会員事業所
無料

基礎編を開催しますのでご参加ください。

開催日	会場	定員
7月8日(木)	アルカスSASEBO (佐世保市三浦町)	50名程度
7月14日(水)	諫早商工会館 (諫早市高城町)	50名程度
7月16日(金)	長崎商工会議所 (長崎市桜町)	50名程度

- 受付 12:50
 - 開会 13:10
 - 終了 16:10
- ※各会場共通

- ◆ **対象者** 会員事業所の事務担当者
- ◆ **講師** 年金事務所及び協会けんぽ長崎支部の担当者
- ◆ **内容** 社会保険実務 (基礎編)
- ◆ **参加費** 無料 (非会員事業所の方は資料代等として 3,000 円負担ください)
- ◆ **お申込** 下記申込書をご記入いただき、FAXでお申し込みください。ホームページからもお申込みできます。詳細は後日連絡します。(FAX、メール申込は返信します) 定員になり次第締め切ります。



社会保険事務講習会 (初任者・新任担当者) 参加申込書 ※希望会場に○を付してください。

参加希望会場	1. 佐世保会場	2. 諫早会場	3. 長崎会場
参加者氏名			
事業所名	担当者		
事業所の所在地	〒所在地		
	電話	- -	返信FAX - -

※このお申込書にご記入いただいた個人情報は本事業の運営およびそれに関するご連絡等以外に使用しません。

労働保険事務講習会のお知らせ

会員事業所
無料

開催日	会場	定員
8月6日(金)	諫早商工会館 (諫早市高城町)	50名程度
8月12日(木)	アルカスSASEBO (佐世保市三浦町)	50名程度
8月19日(木)	長崎県市町村会館 (長崎市栄町)	50名程度

- 受付 13:00
 - 開会 13:20
 - 終了 16:00
- ※各会場共通

- ◆ **対象者** 会員事業所に勤務され参加を希望する方
- ◆ **講師** 特定社会保険労務士
- ◆ **内容** 労働、雇用保険実務等
- ◆ **参加費** 無料 (非会員事業所の方は資料代等として 3,000 円負担ください)
- ◆ **お申込** 下記申込書をご記入いただき、FAXでお申し込みください。ホームページからもお申込みできます。詳細は後日連絡します。(FAX、メール申込は返信します) 定員になり次第締め切ります。



労働保険事務講習会参加申込書

※希望会場に○を付してください。

参加希望会場	1. 諫早会場	2. 佐世保会場	3. 長崎会場
参加者氏名			
事業所名	担当者		
事業所の所在地	〒所在地		
	電話	- -	返信FAX - -

※このお申込書にご記入いただいた個人情報は本事業の運営およびそれに関するご連絡等以外に使用しません。

温泉で心も体もリフレッシュ! 補助額200円



会員事業所の従業員とご家族様の「日帰り温泉利用の補助」を行います。
 (補助券は、事業所の被保険者数に応じて配付しております。なくなり次第終了とします)

川棚大崎温泉「しおさいの湯」 ☎0956-82-6868
 いいもり温泉「月の丘」 ☎0957-28-4141

原城温泉「真砂」 ☎0957-85-3155
 杵岐ステラコート「太安閣」 ☎0920-47-3737

温泉利用券申込書 お申込方法:下記温泉利用券申込書にご記入いただきFAXでお申し込みください。

事業所名 所在地等	〒	—
	住所	
	事業所名	
	電話番号 ()	FAX ()
		担当者

- ◇施設受付で負担額を添えて精算してください。1人1枚ご利用できます。
- ◇ご利用期限: 令和4年3月31日

保健師による健康相談所の開設

場所

川棚大崎温泉「しおさいの湯」

電話 0956-82-6868

実施時間

第2・4日曜日 午前11:30～14:00

無料



※止むを得ず、開設日を変更することがございます。
 相談をご希望の場合は、「しおさいの湯」にお電話でご確認ください。

社会保険「海の家」を開設する予定です。補助額300円



- ◆開設期間 7月中旬から8月中旬まで(施設が営業する期間)
- ◆開設場所 長崎市高浜海水浴場(高浜アイランド)

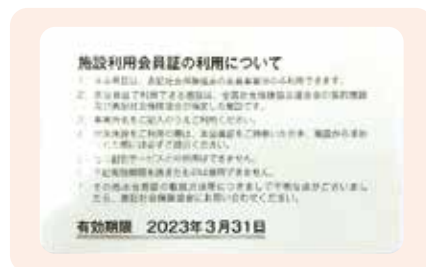
※コロナウイルス感染症拡大の場合は中止することがございます。
 ※1枚につき1回限り利用補助を致します。
 差額と利用券を添えて、精算してください。
 ※発行枚数には限りがございますので、お早めにお申し込みください。

「社会保険 海の家」利用券申込書

事業所名 事業所所在地	〒	—
	事業所名	
	電話番号 ()	担当者

「施設利用会員証」のお知らせ

全国の社会保険協会の共同事業として、会員事業所様の利便と従業員の皆様の福利増進を目的に国内約130施設の優待利用(宿泊割引等)ができる「施設利用会員証」を発行しております。
 新規・更新をご希望の場合は、お問い合わせいただくかホームページをご覧ください。



一般財団法人長崎県社会保険協会

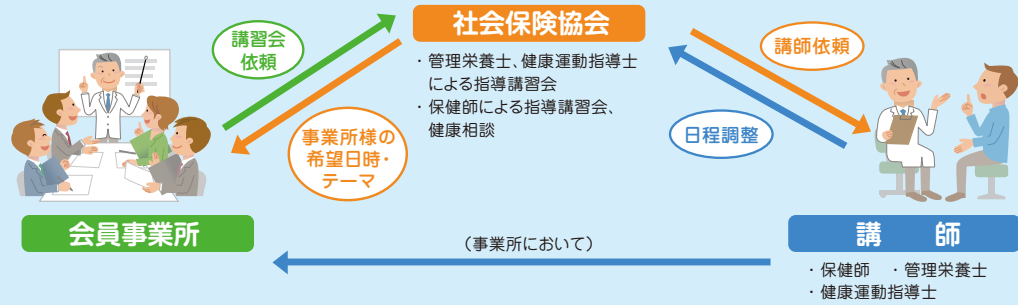
〒852-8118 長崎市松山町4-52 囲本社ビル5階
 電話 095-844-7120 FAX 095-843-0449

職場の健康づくりを応援します。無料

職場で働く皆様の健康管理と健康の保持・増進のサポートをいたします。お気軽にお申し込みください。

健康づくり指導講習会
保健師、管理栄養士、健康運動指導士による講習会

保健師による健康相談
健康診断の結果に基づく個別の健康相談



職場の健康づくり申込書

希望年月日	令和 年 月 日 () 時 分から 時 分まで	参加人数	名
希望項目 ○を付してください	1.保健師による指導講習会 2.管理栄養士による指導講習会 3.健康運動指導士による指導講習会 4.保健師による健康相談		
事業所名	担当者		
事業所所在地	〒 - - 電話 - -		

※この申込書にご記入いただいた個人情報は、本事業の運営及びそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

令和3年6月・7月

出張年金相談所のご案内

各年金事務所では、出張年金相談所を開設しています。どうぞご利用ください。

出張年金相談は、予約制です。予約に関しましては、市町窓口にお問い合わせください。ただし、五島市、西海市、平戸市、松浦市、杵岐市、対馬市の予約受付は管轄年金事務所にお申し込みください。相談においての際は、年金証書、振込通知書、年金手帳、被保険者証など、ご本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。代理の方が相談を受けられる場合は、委任状、印鑑及び本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）が必要です。

長崎県の社会保険
事業概要
令和3年1月現在

事業所数 (船舶所有者数)	被保険者数	平均標準 報酬月額	
健康保険	23,484	270,520	249,514
船員保険	276	3,272	358,573
厚生年金保険	23,587	285,527	257,516

長崎南年金事務所 〒850-8533 長崎市金屋町 3-1 ☎095-825-8707

開設日	時間	市町名	場所
6月10日(木)	9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	新上五島町	新上五島町役場会議室
6月16日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	五島市	五島市役所相談室
6月17日(木)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	五島市	奈留支所会議室
7月7日(水)	9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	新上五島町	新上五島町役場会議室
7月8日(木)	9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	新上五島町	奈良尾支所会議室
7月14日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00	五島市	五島市役所会議室

五島市にお住まいの方は「テレビ電話相談」も実施しています
 個室でプライバシーに配慮しています 予約制でお待たせしません 対面相談と同じ相談ができます
 会場：五島市役所 1階 第2相談室（午前9時から午後4時まで 土日祝日、年末年始を除く）
 予約電話：095-808-7639（長崎南年金事務所 受付時間 午前9時00分～午後4時00分）

長崎北年金事務所 〒852-8502 長崎市稲佐町 4-22 ☎095-861-1354

開設日	時間	市町名	場所
6月3日(木)	11:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	西海市	西海保健センター
6月9日(水)	14:00 ~ 17:00	対馬市	峰行政サービスセンター
6月10日(木)	9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	対馬市	上対馬総合センター
6月24日(木)	9:30 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00	杵岐市	郷ノ浦庁舎会議室
6月25日(金)	9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	杵岐市	郷ノ浦庁舎会議室
7月1日(木)	11:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	西海市	西彼総合支所会議室
7月7日(水)	13:30 ~ 17:00	対馬市	美津島行政サービスセンター別館2F
7月8日(木)	9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00	対馬市	対馬市役所別館会議室
7月29日(木)	9:30 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00	杵岐市	勝本庁舎会議室
7月30日(金)	9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	杵岐市	勝本庁舎会議室

杵岐市にお住まいの方は「テレビ電話相談」も実施しています
 個室でプライバシーに配慮しています 予約制でお待たせしません 対面相談と同じ相談ができます
 会場：杵岐市役所戸辺庁舎 1階 相談室（午前9時から午後4時まで 土日祝日、年末年始を除く）
 予約電話：095-861-1354（長崎北年金事務所 受付時間 午前8時30分～午後4時30分）

佐世保年金事務所 〒857-8571 佐世保市稲荷町 2-37 ☎0956-34-1189

開設日	時間	市町名	場所
6月3日(木)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	松浦市	松浦市役所会議室
6月8日(火)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	平戸市	平戸市役所会議室
6月10日(木)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	松浦市	松浦市役所会議室
6月15日(火)	10:30 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	平戸市	生月支所会議室
6月22日(火)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	平戸市	平戸市役所会議室
6月24日(木)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	松浦市	松浦市役所会議室
7月6日(火)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	平戸市	平戸市役所会議室
7月8日(木)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	松浦市	松浦市役所会議室
7月14日(水)	13:00 ~ 16:30	佐世保市	宇久行政センター会議室
7月15日(木)	8:30 ~ 12:00	小値賀町	小値賀町役場会議室
7月20日(火)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	平戸市	平戸市役所会議室
7月29日(木)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	松浦市	松浦市役所会議室

諫早年金事務所 〒854-8540 諫早市栄田町 47-39 ☎0957-25-1662

開設日	時間	市町名	場所
6月2日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	波佐見町	波佐見町役場相談室
6月9日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	南島原市	口之津支所会議室
6月16日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	島原市	島原市役所会議室
6月23日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	南島原市	布津支所会議室
6月30日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	島原市	島原市役所会議室
7月7日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	東彼杵町	総合会館
7月14日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	南島原市	西有馬支所会議室
7月21日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	島原市	島原市役所会議室
7月28日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	島原市	島原市役所会議室